

香川県家具類固定サポート制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における家具類の転倒等による被害を軽減するため、県内に住所を有する世帯に対し、家具類転倒防止器具の取付支援を行う「香川県家具類固定サポート制度」(以下「サポート制度」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「家具類」とは、居住の用に供されている住宅において生活の用に供するタンス・本棚・食器棚等の家具、テレビ・冷蔵庫・電子レンジ等の家電製品その他知事が認めるものをいう。
- (2) 「転倒防止対策」とは、地震の揺れで、家具類が、転倒・落下・移動・変形等することに起因した圧死、負傷、火災の発生、避難障害等の被害の発生を軽減することを目的とした対策をいう。
- (3) 「器具」とは、家具類の転倒防止対策を実施するためのL型金具、連結金具、ポール式器具、ベルト式器具、ストッパー式器具、マット式器具、扉開放防止器具、収容物落下防止器具その他知事が認めるものをいう。
- (4) 「取付支援」とは、サポート制度による事前診断及び取付の立会い・補助・代行をいう。

(対象世帯)

第3条 サポート制度を利用できる世帯は、県内に住所を有する世帯とする。

(費用負担)

第4条 サポート制度による器具の取付支援に係る費用は、県の負担とする。ただし、取り付ける器具の購入に要する費用は、器具の取付支援を受けようとする者(以下「申請者」という。)の負担とする。

(取付支援業務)

第5条 サポート制度による器具の取付支援業務は、県からサポート制度実施業務を受託した事業者(以下「受託事業者」という。)が行うものとする。

(募集等)

第6条 県は、サポート制度の利用申請の募集に際して、予め募集期間及び募集世帯数の上

限を設定することができる。

- 2 県は、申請件数が募集世帯数の上限に達したときは、募集期間中であっても、当該年度における申請の受付を中止することができる。
- 3 利用申請は、次条の規定によるものとする。

(申請)

第7条 申請者は、前条第1項に定める募集期間内に、香川県家具類固定サポート制度利用申請書(様式第1号)を受託事業者に提出しなければならない。

- 2 自治会など地域単位の団体内において複数世帯が申請を行う場合、その代表者が、香川県家具類固定サポート制度利用団体申請書(様式第2号)を用いて申請することができる。
- 3 申請は、1世帯につき1回限りとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(決定)

第8条 受託事業者は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、サポート制度実施の適否を決定し、香川県家具類固定サポート制度利用決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(取付方法等)

第9条 器具を取り付ける家具類及び取り付ける器具は、受託事業者による事前診断を踏まえ申請者が決定する。

- 2 器具を取り付ける家具類は、1世帯につき5台までとする。
- 3 器具の取付に際し、床又は壁等の改修は行わないものとする。

(家屋の所有者等の承諾)

第10条 自己の所有する家屋以外の家屋に居住する者が器具の取付支援を申請する場合は、当該家屋の所有者又は管理者の承諾を得なければならない。

(器具の取外し)

第11条 サポート制度により取り付けた器具の取外しは、申請者の責任で行うものとする。

- 2 前条に規定する自己の所有する家屋以外の家屋に器具の取付支援を受けた申請者は、当該家屋を明け渡す場合には、申請者の責任により家屋の内装を原状に復さなければならない。

(免責)

第12条 県及び受託事業者は、サポート制度により器具の取付を行った家具類が地震等で

転倒するなどにより、被害が発生した場合において、その責任を負わない。

- 2 県及び受託事業者は、器具の取付において生じた家屋や家具類の毀損について、その責任を負わない。

(個人情報保護)

第13条 県及びその職員は、本制度を通じ申請者に関して得た情報は、香川県個人情報保護条例(平成16年香川県条例第57号)に従って取り扱うものとする。

- 2 県及びその職員は、本制度の実施にあたって、申請に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、第三者に漏洩し又は目的以外の目的に利用してはならない。

- 3 第1項及び第2項の規定は、受託事業者及びその構成員について準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、サポート制度の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者 殿

(申請者)

(〒 -)

住 所

氏 名

印

電話番号

香川県家具類固定サポート制度利用申請書

香川県家具類固定サポート制度実施要綱第6条の規定に基づき、下記に掲げる条件を承認し、家具類転倒防止器具（以下「器具」という。）の取付支援を申請します。

1 申請の内容

取付先の家屋所在地 ※住所地と同じ場合は省略可	〒 - 香川県 市・郡		
家屋の種類	持家 ・ 借家 ・ その他 ()		
※持家でない場合は、左記により家屋の所有者等の承諾を得てください。	転倒防止のために、器具により家具類を家屋に固定することを承諾します。 年 月 日 所有者又は管理者 住 所 氏 名 印		
取付支援を希望する家具類の種類と台数 ※合計5台まで	たんす 台	食器棚 台	本棚 台
	冷蔵庫 台	テレビ 台	その他 () 台
訪問日の希望（平日/休日、午前/午後）があれば記入してください。	※対応可能時間は原則9時～17時です。（夜間、早朝の対応は不可）		
その他要望・質問等があれば記入してください。			

2 条 件

- 取付をする家具類の周りは、取付しやすいように整理整頓願います。
- 取り付ける器具は、サポート制度による事前診断を受けた後、取付支援日までに各自で購入してください。
- 香川県及び香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者は、申請者の了承を得た上で実施された器具の取付によって生じた家屋や家具類の毀損について、その責任を負いません。
- 家具類の固定は地震時の転倒防止を完全に保証するものではありません。地震等の際に器具を取り付けた家具類が転倒し、被害が発生しても、香川県及び香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者は責任を負いません。
- 引越し等による器具の取外しは、各自で行ってください。
- 借家等において、取り付けた器具の跡を原状に復する必要がある場合、その費用は申請者の負担となります。

香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者 殿

(団体の代表者)

住所又は 〒 _____

所在地 _____

団体名 _____

役 職 _____

氏 名 _____ 印

連絡先 _____

香川県家具類固定サポート制度団体利用申請書

香川県家具類固定サポート制度実施要綱第6条の規定に基づき、別紙に掲げる名について、家具類転倒防止器具の取付支援を申請します。

申請者と香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者との日程調整等については、代表者がとりまとめて行います。

また、申請に当たり、下記条件について全ての申請者の承認を得ています。

○ 条件

- (1) 取付をする家具類の周りは、取付しやすいように整理整頓願います。
- (2) 取り付ける器具は、サポート制度による事前診断を受けた後、取付支援日までに各自で購入してください。
- (3) 香川県及び香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者は、申請者の了承を得た上で実施された器具の取付によって生じた家屋や家具類の毀損について、その責任を負いません。
- (4) 家具類の固定は地震時の転倒防止を完全に保証するものではありません。地震等の際に器具を取り付けた家具類が転倒し、被害が発生しても、香川県及び香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者は責任を負いません。
- (5) 引越し等による器具の取外しは、各自で行ってください。
- (6) 借家等において、取り付けた器具の跡を原状に復する必要がある場合、その費用は申請者の負担となります。

○ 添付書類

申請者の一覧（別紙）

申請団体名 _____

申請者の一覧

番号	氏名	取付先の家屋所在地	家屋の種類	家具の台数 ※上限：5台	本人同意欄 (自署又は押印)
1		〒 -	・持家 ・借家 ・その他 ()	台	
2		〒 -	・持家 ・借家 ・その他 ()	台	
3		〒 -	・持家 ・借家 ・その他 ()	台	
4		〒 -	・持家 ・借家 ・その他 ()	台	
5		〒 -	・持家 ・借家 ・その他 ()	台	
6		〒 -	・持家 ・借家 ・その他 ()	台	
7		〒 -	・持家 ・借家 ・その他 ()	台	
8		〒 -	・持家 ・借家 ・その他 ()	台	
9		〒 -	・持家 ・借家 ・その他 ()	台	
10		〒 -	・持家 ・借家 ・その他 ()	台	
11		〒 -	・持家 ・借家 ・その他 ()	台	
12		〒 -	・持家 ・借家 ・その他 ()	台	
13		〒 -	・持家 ・借家 ・その他 ()	台	
14		〒 -	・持家 ・借家 ・その他 ()	台	
15		〒 -	・持家 ・借家 ・その他 ()	台	

※持家でない場合は、家屋の所有者等の承諾書（別添様式）を添付してください。

年 月 日

香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者 殿

(家屋の所有者又は管理者)

住所又は所在地

氏名又は名称

印

連絡先

承諾書

下記の家屋居住者が、家具類転倒防止器具を用いて家具類を家屋に固定することを承諾します。

記

家屋所在地

居住者氏名

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

（申請者）

様

（香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者）

印

香川県家具類固定サポート制度利用決定通知書

年 月 日付けで提出のありました香川県家具類固定サポート制度利用申請書について、香川県家具類固定サポート制度実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 取付支援します

事前診断及び取付支援を行う担当者（氏名： ）より後日連絡がありますので、事前診断及び取付支援日時などの調整をお願いします。

2 取付支援しません

（理由）

（注意事項）

- 1 取付をする家具類の周りは、取付しやすいように整理整頓願います。
- 2 取り付ける器具は、サポート制度による事前診断を受けた後、取付支援日までに各自で購入してください。
- 3 香川県及び香川県家具類固定サポート制度実施業務の受託事業者は、申請者の了承を得た上で実施された器具の取付によって生じた家屋や家具類の毀損について、その責任を負いません。
- 4 家具類の固定は地震時の転倒防止を完全に保証するものではありません。地震等の際に器具を取り付けた家具類が転倒し、被害が発生しても、香川県及び香川県家具類固定サポート制度実施業務受託事業者は責任を負いません。
- 5 引越し等による器具の取外しは、各自で行ってください。
- 6 借家等において、取り付けた器具の跡を原状に復する必要がある場合、その費用は申請者の負担となります。